

議案 第105号 【教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課】
指定管理者の指定について（港区立運動場）

本案は、運動場の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立麻布運動場	港区南麻布五丁目6番33号
港区立青山運動場	港区南青山二丁目21番12号
港区立芝浦中央公園運動場	港区港南一丁目4番1号
港区立芝給水所公園運動場	港区芝公園三丁目6番7号
港区立埠頭少年野球場	港区海岸三丁目14番34号
港区立芝公園多目的運動場	港区芝公園二丁目7番2号
港区立芝浦南ふ頭公園運動広場	港区海岸三丁目33番20号

○指定管理者 豊島区长崎五丁目1番23号株式会社ピーウォッシュ内
ピーウォッシュ・アシックススポーツファシリティーズ・東急コミュニティー共同事業体

(代表団体) 株式会社ピーウォッシュ

(構成団体) アシックススポーツファシリティーズ株式会社

(構成団体) 株式会社東急コミュニティー

○指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【現在の指定管理者】

ピーウォッシュ・アシックススポーツファシリティーズ・東急コミュニティー共同事業体

(代表団体) 株式会社ピーウォッシュ

(構成団体) アシックススポーツファシリティーズ株式会社

(構成団体) 株式会社東急コミュニティー